

喀痰吸引研修機材レンタル約款

1条（総則）

お客様（以下「賃借人」）と株式会社誠心（以下「賃貸人」）との間で成立する賃貸借契約（以下「レンタル契約」）について、別に契約書類を作成しない場合には以下の条文を適用します。

2条（レンタル期間）

レンタル期間は賃貸人が賃借人に対して承認した期間とする。

レンタル期間はレンタル物件を賃借人に対して引き渡しをした日より起算する。

3条（レンタル料金）

賃借人は賃貸人が発行するレンタル料金及び付随する料金（運送経費、消費税等）を賃貸人に支払います。

4条（注文契約の取り消し）

賃借人が賃貸人にレンタル物件の申し込みをし、賃貸人がこれを承諾し確認書を交付した後、撤回が合った場合は賃借人は賃貸人に対して、所定のキャンセル料を支払うものとする。（レンタル開始1日前：レンタル料金の30%・レンタル開始当日：レンタル料金の90%）

5条（レンタル期間の延長）

賃借人よりレンタル期間の延長の申し入れが合った場合、賃貸人が承諾した場合のみ延長できるものとする。

6条（担保責任）

賃貸人は賃借人に対して、引き渡し時においてレンタル物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、賃借人の使用目的の適合性については担保しません。レンタル期間中賃借人の責任によらない事由により生じた性能の欠陥によりレンタル物件が正常に作動しない場合は、賃貸人は交換又は修理のために使用が妨げられた期間のレンタル料を日割り計算により減額する場合があります。賃貸人は前項に定める以外の責任を一切負いません。また修理取り替えに過大な費用時間を要する場合は賃貸人はレンタル契約を解除できる。

7条（レンタル物件の使用、保管）

賃借人はレンタル物件を善良な注意をもって使用し、保管、これらに要する消耗品及び費用を負担するものとする。

8条（レンタル物件の減失・破損）

レンタル物件が賃借人の責による事由によりレンタル物件を紛失、破損した場合、又は賃借人が賃貸人のレンタル物件に対する所有権を侵害した場合は、賃貸人は賃借人に対して紛失したレンタル物件の新品購入代金相当額、損傷したレンタル物件の修理代金又は所有権侵害によって賃貸人が被った一切の損害額を賠償します。

9条（レンタル物件の返還）

レンタル期間の満了、解除、解約、その他の理由によりレンタル契約が終了した時点で、賃借人は直ちに賃貸人の指定する場所に返還するものとする。賃借人が前項の義務を怠った場合はレンタル期間の終了日の翌日からレンタル物件の返還日までレンタル相当額を支払うものとする。

10条（支払い延滞損害金）

賃借人がレンタル規約に基づく金銭債務の支払いを延滞した場合、賃借人は賃貸人に対して支払期日の翌日から完済に至るまで年 14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

11条（裁判管轄）

レンタル契約の紛争は、当社本店の所在地にある裁判所を全管轄裁判所とすることに合意します。

本件に関するお問い合わせは、(株)誠心 Tel092-921-7221 までお申し出下さい。